平成２９年（フ）第４４８４号
大阪市住吉区我孫子３丁目６番36号　センターヒルアビコ　501号
破産者　末永　　浩
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５０８号
大阪府東大阪市高井田本通７丁目１番19―802号
破産者　宮野利恵子
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８２号
大阪府河内長野市小山田町580番地の１　ローレルコート千代田610号、申立時の住所　大阪府大阪狭山市半田３丁目1579番地の１（103号）
破産者　池田　和幸
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４３０号
堺市美原区北余部西２丁目１番１―103号
破産者　小吹　裕章
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５０６号
堺市美原区阿弥298番地２
破産者　吉崎　啓司
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８９０号
大阪府松原市東新町５丁目２番７号、前住所　大阪府松原市高見の里６丁目17番24号
破産者　春田　典子
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２５号
兵庫県尼崎市上ノ島町１丁目35番15号
破産者　鳥木　政良
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１１２号
和歌山市大垣内107番地１、前住所和歌山県海南市日方1167番地２
破産者　モリモト洋装店こと　森本　恭平
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１５３号
岡山県倉敷市下庄215番地
破産者　秋田　元司
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１９４号
福岡県久留米市東合川２丁目５番15―403号、前住所福岡県豊前市大字松江1051番地５
破産者　松下　　元
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第４６６号
北九州市八幡西区力丸町２番18―203号
破産者　川崎　俊伸
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５号
大分県杵築市大字杵築739番地３　Ｒ58番館301号室
破産者　橋本　香里
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２９年（フ）第２２９号
沖縄県浦添市内間２丁目18番１―302号　内間市営住宅Ａ棟
破産者　垣花　光広
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第４０号
北海道岩見沢市２条東６丁目５番地32
破産者　佐藤　公司
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第１５４号
盛岡市本町通１丁目17番27―401号
破産者　中村　敦子
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２２９号
岩手県花巻市石鳥谷町好地第７地割153番地
破産者　白戸テル子
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２８９号
岩手県滝沢市鵜飼鬼越16番地158
破産者　天瀬　由美
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１１６号
福島市瀬上町字西中川原84番地の16　コーポサンライト101号
破産者　高橋　慶守
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第３４号
石川県七尾市能登島野崎町87部67番地
破産者　鈴木　雄治
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部